



厚生労働省

熊本労働局

Press Release

報道関係者 各位

令和3年6月28日

[照会先]

熊本労働局雇用環境・均等室

室長 桑原 光照

室長 補佐 吉田 総一

雇用環境改善・均等推進指導官 藪 正太

(電話番号) 096-352-3865

## 仕事と家庭の両立支援の取組が優秀な企業を認定(くるみん認定)しました ～今年度 熊本県内第1号 ソフトウェアビジョン株式会社～

熊本労働局(局長 木下 正人)は、次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」という。)に基づき、ソフトウェアビジョン株式会社(本社:熊本市東区)を「くるみん認定企業」として、今年度の熊本県内第1号として認定いたしました。県内におけるくるみん認定企業では23社目となります。

つきましては、下記のとおり認定通知書交付式を行うこととしております。

### 次世代法に基づく認定通知書交付式

- |      |  |
|------|--|
| 1 日時 | 令和3年7月1日(木) 15時00分～                        |
| 2 会場 | 熊本労働局 小会議室<br>(熊本市西区春日2丁目10-1熊本地方合同庁舎A棟9階) |
| 3 内容 | 局長あいさつ<br>認定通知書の交付 等                       |

※当日、取材でお越しの際は、事前に当局までご一報いただきますと幸いです。

#### 【次世代法に基づく「くるみん認定」とは】

自社の労働者の仕事と家庭の両立を図るための行動計画を策定し、労働局長に届出を行った企業のうち、認定基準(別添1)を満たした場合に労働局長に申請し「子育てサポート企業」として厚生労働大臣認定(くるみん認定)を受けることができます。

認定を受けた企業は、右に示す認定マーク(くるみんマーク)を商品、広告などに付け、子育てサポート企業であることをPRすることができ、優秀な人材の確保や企業イメージの向上につながることを期待できます。



くるみんマーク

☆の数はこれまで認定を受けた回数を表します。

#### 【参考資料】

- 1 くるみん認定の要件
- 2 ソフトウェアビジョン株式会社の仕事と家庭の両立支援の状況
- 3 熊本県内における次世代法に基づく「くるみん」認定状況(令和3年5月末現在)

# くるみん認定基準

# プラチナくるみん認定基準



- ① 雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし適切な一般事業主行動計画を策定したこと。
- ② 行動計画の計画期間が、2年以上5年以下であること。
- ③ 行動計画を実施し、計画に定めた目標を達成したこと。
- ④ 行動計画を公表し、労働者への周知を適切に行っていること。



- ⑤ 男性の育児休業等取得について、次の①又は②を満たすこと。
- ① 計画期間において、男性労働者のうち、配偶者が出産した男性労働者に占める育児休業等を取得した者の割合が**7%以上**
  - ② 計画期間において、男性労働者のうち、配偶者が出産した男性労働者に占める育児休業等を取得した者及び育児休業等に類似した企業独自の休暇制度を利用した者の割合が**15%以上**、かつ、育児休業等をした者の数が1人以上いること

- ⑤ 男性の育児休業等取得について、次の①又は②を満たすこと。
- ① 計画期間において、男性労働者のうち、配偶者が出産した男性労働者に占める育児休業等を取得した者の割合が**13%以上**
  - ② 計画期間において、男性労働者のうち、配偶者が出産した男性労働者に占める育児休業等を取得した者及び育児休業等に類似した企業独自の休暇制度を利用した者の割合が**30%以上**、かつ、育児休業等を取得した者が1人以上いること。

### <労働者数300人以下の企業の特例>

計画期間内に男性の育児休業等取得者又は育児休業等に類似した企業独自の休暇制度の利用者がいなかった場合でも、次の①～④のいずれかに該当すれば基準を満たす。(①・②・④はくるみん、プラチナくるみん共通)

- ① 計画期間内に、子の看護休暇を取得した男性労働者がいること(1歳に満たない子のために利用した場合を除く)。
- ② 計画期間内に、子を育てる労働者に対する所定労働時間の短縮措置を利用した男性労働者がいること。

#### 【くるみんの場合】

- ③ 計画期間とその開始前の一定期間(最長3年間)に、育児休業等を取得した男性労働者の割合が**7%以上**であること。
- ④ 計画期間内に、小学校就学前の子を育てる男性労働者がいない場合において、中学校卒業までの子又は小学校就学前の孫に於いての子育てを目的とした企業独自の休暇制度を利用した男性労働者がいること。

#### 【プラチナくるみんの場合】

- ③ 計画期間とその開始前の一定期間(最長3年間)に、育児休業等を取得した男性労働者の割合が**13%以上**であること。

- ⑥ 計画期間において、女性労働者の育児休業等取得率が、**75%以上**であること。

### <従業員300人以下の企業の特例>

上記6.を満たさない場合でも、計画期間とその開始前の一定期間(最長3年間)を合わせて計算したときに、女性の育児休業等取得率が**75%以上**であれば基準を満たす。

- ⑦ 3歳から小学校就学前の子を育てる労働者について、「育児休業に関する制度、所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置又は始業時刻変更等の措置に準ずる制度」を講じている。
- ⑧ 労働時間数について、次の①及び②を満たすこと
  - ① フルタイムの労働者の法定時間外・法定休日労働時間の平均が毎月**45時間未満**であること。
  - ② 月平均の法定時間外労働**60時間以上**の労働者がいないこと。

- ⑨ 次の①～③いずれかについて、成果に関する具体的な目標を定め実施していること。

- ① 所定外労働の削減のための措置
  - ② 年次有給休暇の取得の促進のための措置
  - ③ 短時間正社員制度、在宅勤務、テレワークその他の働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置
- ※必ずしも一般事業主行動計画に目標を定める必要はありません

- ⑩ 法および法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと

- ⑨ 次の①～③すべての措置を実施しており、かつ、①又は②について定量的な目標を定めて実施し、達成したこと。

- ⑩ 計画期間において、次の①又は②を満たすこと。
- ① 子を出産した女性労働者のうち、子の1歳誕生日に在職(育休中を含む)している者の割合が**90%以上**
  - ② 子を出産した女性労働者及び子を出産する予定であったが退職した女性労働者のうち、子の1歳誕生日に在職(育休中を含む)している者の割合が**55%以上**

### <従業員300人以下の企業の特例>

上記9の①又は②に該当しない場合でも、計画期間とその開始前の一定期間(最長3年間)を合わせて計算したときに①又は②を満たせば、基準を満たす。

- ⑪ 育児休業等を取得し又は子育てをする女性労働者が就業を継続し、活躍できるよう、能力向上やキャリア形成のための支援などの取組の計画を策定し、これを実施していること。
- ⑫ 法および法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと(くるみん認定基準10と同一)。

プラチナくるみんを取得した企業は、その後の行動計画策定・届出の代わりに「次世代育成支援対策の実施状況」について、毎年少なくとも1回、公表日の前事業年度(事業年度=各企業における会計年度)の状況を「両立支援のひろば」で公表する必要があります。

- ・ 1回目の公表は、プラチナくるみん取得後おおむね3か月以内
- ・ 2回目の公表は、公表事業年度終了後おおむね3か月以内 に行ってください。

## ソフトウェアビジョン株式会社の両立支援の状況

本 社：熊本県熊本市東区  
従業員数：105人 業種 情報通信・情報サービス業



※令和3年4月27日現在  
認定日：令和3年5月28日

### 1 行動計画で定めた目標

- (1) 年次有給休暇を計画年度までに全員年間6日以上取得させること。
- (2) 育児休業の取得状況を以下のとおりとすること。
  - ア 男性1人以上育児休業を取得すること。
  - イ 女性育児休業の取得率を80%以上にすること。

### 【具体的な対策】

- (1) について
    - ・誕生日など記念日による年次有給休暇の取得を促進したこと。
    - ・年次有給休暇取得状況を年2回確認し、目標達成できるよう定例会等により周知したこと。
  - (2) について
    - ・子の育児休業制度について社内掲示板にて周知したこと。
    - ・育児休業対象者を対象に個別相談を実施したこと。
- 2 計画期間内の男性の育児休業取得率 33.3%
- 3 計画期間内の女性の育児休業取得率 100%
- 4 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者を対象とした  
所定外労働の制限に関する制度  
短時間勤務制度  
を講じていること。
- 5 計画期間終了事業年度（令和2年度）における労働者一人当たりの各月ごとの  
時間外労働及び休日労働の合計時間数が各月全て45時間未満であること。

## 次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん」認定企業一覧(熊本県)

番号	企業名	所在地	認定年	認定回数
1	株式会社イノス	熊本市	2009年	1
2	株式会社永誠会	熊本市	2015年	1
3	菊池地域農業協同組合	菊池市	2008年	1
4	株式会社九州ソフタス	熊本市	2014年	1
5	国立大学法人熊本大学	熊本市	2013年・2015年	2
6	熊本中央信用金庫	熊本市	2018年	1
7	社会福祉法人広友会	菊池市	2014年	1
8	株式会社再春館製薬所	益城町	2018年	1
9	医療法人社団坂梨会	阿蘇市	2008年	1
10	株式会社SYSKEN	熊本市	2018年	1
11	医療法人潤心会	菊池郡	2014年	1
12	医療法人春水会	山鹿市	2011年	1
13	医療法人社団仁誠会	熊本市	2011年	1
14	ソニーセミコンダクタマニュファクチャリング株式会社	菊池郡	2007年・2013年・2015年	3
15	東京エレクトロン九州株式会社	合志市	2015年	1
16	トッパン・フォームズ西日本株式会社	玉名市	2014年	1
17	株式会社中九州クボタ	菊池郡	2015年	1
18	株式会社 肥後銀行	熊本市	2017年	1
19	株式会社ヒライ	熊本市	2013年	1
20	ホテル日航熊本くまもと新世紀株式会社	熊本市	2011年	1
21	社会福祉法人リデルライトホーム	熊本市	2013年	1
22	株式会社十八測量設計	熊本市	2020年	1
<b>23</b>	<b>ソフトウェアビジョン株式会社</b>	<b>熊本市</b>	<b>2021年</b>	<b>1</b>